

「別表1-3 新旧対応確認表」

【現行保安規定】
別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）

設備及び機器名称
(1) UF ₆ 蒸発加水分解設備（工場棟）
(2) 焙焼還元設備（工場棟）
(3) 粉碎充填設備（工場棟）
(4) ウラン回収設備（工場棟）
(5) ウラン回収設備（除染室・分析室）
(6) ウラン回収設備（シリンダ洗浄棟）
(7) 圧縮成型設備（工場棟）
(8) 粉末輸送設備（工場棟）
(9) 焼結設備（工場棟）
(10) 研削設備（工場棟）
(11) 粉末再生設備（工場棟）
(12) 圧縮成型設備（加工棟）
(13) 焼結設備（加工棟）
(14) 研削設備（加工棟）
(15) 粉末再生設備（加工棟）
(16) 燃料棒補修設備（工場棟）
(17) 燃料棒組立設備（工場棟）
(18) 燃料棒輸送設備（工場棟）
(19) 燃料棒組立設備（加工棟）
(20) 燃料集合体組立設備（工場棟）
(21) 原料貯蔵設備（工場棟）
(22) 粉末貯蔵設備（工場棟）
(23) 粉末貯蔵設備（工場棟）
(24) UO ₂ ペレット貯蔵設備（工場棟）
(25) 燃料棒貯蔵設備（工場棟）
(26) 粉末貯蔵設備（加工棟）
(27) UO ₂ ペレット貯蔵設備（加工棟）
(28) 燃料棒貯蔵設備（加工棟）
(29) 原料貯蔵設備（原料貯蔵所）
(30) 粉末貯蔵設備（除染室・分析室）
(31) 粉末貯蔵設備（第2核燃料倉庫）
(32) 粉末貯蔵設備（第3核燃料倉庫）
(33) UO ₂ ペレット貯蔵設備（第3核燃料倉庫）
(34) 燃料棒貯蔵設備（第3核燃料倉庫）
(35) 洗浄残渣貯蔵設備（シリンダ洗浄棟）
(36) ペレット検査設備（工場棟）
(37) ペレット検査設備（加工棟）
(38) 分析設備（付属建物分析室、工場棟分光分析室）
(39) 放射性気体廃棄物廃棄設備
(40) 放射性液体廃棄物廃棄設備
(41) 非常用電源設備
(42) 環境モニタリング設備

【補正申請】
別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）

設備及び機器名称
<u>(1) UF₆蒸発・加水分解設備（工場棟）</u>
<u>(2) 固液分離設備（工場棟）</u>
<u>(3) 乾燥設備（工場棟）</u>
(4) 焙焼還元設備（工場棟）
<u>(5) 混合設備（工場棟）</u>
<u>(6) ウラン回収設備（第1系列）（工場棟）</u>
<u>(7) ウラン回収設備（第2系列）（工場棟）</u>
<u>(8) ウラン回収設備（第3系列）（除染室・分析室）</u>
<u>(9) ウラン回収設備（第4系列）（シリンダ洗浄棟）</u>
(10) 圧縮成型設備（工場棟）
(11) 焼結設備（工場棟）
(12) ペレット検査設備（工場棟）
(13) 粉末再生設備（工場棟）
(14) 圧縮成型設備（加工棟）
(15) 焼結設備（加工棟）
(16) ペレット検査設備（加工棟）
(17) 粉末再生設備（加工棟）
(18) 燃料棒補修設備（工場棟）
(19) 燃料棒組立設備（工場棟）
(20) 燃料棒組立設備（加工棟）
(21) 燃料集合体組立設備（工場棟）
(22) 原料貯蔵設備（工場棟）
(23) 粉末貯蔵設備（工場棟）
(24) 粉末貯蔵設備（工場棟）
(25) UO ₂ ペレット貯蔵設備（工場棟）
(26) 燃料棒貯蔵設備（工場棟）
(27) 粉末貯蔵設備（加工棟）
(28) UO ₂ ペレット貯蔵設備（加工棟）
(29) 燃料棒貯蔵設備（加工棟）
(30) 原料貯蔵設備（原料貯蔵所）
(31) 粉末貯蔵設備（除染室・分析室）
(32) 粉末貯蔵設備（第2核燃料倉庫）
(33) 粉末貯蔵設備（第3核燃料倉庫）
(34) UO ₂ ペレット貯蔵設備（第3核燃料倉庫）
(35) 燃料棒貯蔵設備（第3核燃料倉庫）
(36) 洗浄残渣貯蔵設備（シリンダ洗浄棟）
<u>(12) ペレット検査設備（工場棟）</u>
<u>(16) ペレット検査設備（加工棟）</u>
<u>(43) 分析設備（除染室・分析室、分析室、工場棟分光分析室）</u>
(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備
(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備
(46) 非常用電源設備
<u>(47) 放射線管理設備</u>
<u>(37) 秤量設備（工場棟）</u>
<u>(38) 秤量設備（除染室・分析室）</u>
<u>(39) 秤量設備（加工棟）</u>
<u>(40) 秤量設備（原料貯蔵所）</u>
<u>(41) 秤量設備（第3核燃料倉庫）</u>
<u>(42) 秤量設備（除染室・分析室、分析室）</u>

別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）

設備及び機器名称
<u>(1) UF₆蒸発・加水分解設備（工場棟）</u>
<u>(2) 固液分離設備（工場棟）</u>
<u>(3) 乾燥設備（工場棟）</u>
(4) 焙焼還元設備（工場棟）
<u>(5) 混合設備（工場棟）</u>
<u>(6) ウラン回収設備（第1系列）（工場棟）</u>
<u>(7) ウラン回収設備（第2系列）（工場棟）</u>
<u>(8) ウラン回収設備（第3系列）（除染室・分析室）</u>
<u>(9) ウラン回収設備（第4系列）（シリンダ洗浄棟）</u>
(10) 圧縮成型設備（工場棟）
(11) 焼結設備（工場棟）
<u>(12) ペレット検査設備（工場棟）</u>
(13) 粉末再生設備（工場棟）
(14) 圧縮成型設備（加工棟）
(15) 焼結設備（加工棟）
<u>(16) ペレット検査設備（加工棟）</u>
(17) 粉末再生設備（加工棟）
(18) 燃料棒補修設備（工場棟）
(19) 燃料棒組立設備（工場棟）
(20) 燃料棒組立設備（加工棟）
(21) 燃料集合体組立設備（工場棟）
(22) 原料貯蔵設備（工場棟）
(23) 粉末貯蔵設備（工場棟）
(24) 粉末貯蔵設備（工場棟）
(25) UO ₂ ペレット貯蔵設備（工場棟）
(26) 燃料棒貯蔵設備（工場棟）
(27) 粉末貯蔵設備（加工棟）
(28) UO ₂ ペレット貯蔵設備（加工棟）
(29) 燃料棒貯蔵設備（加工棟）
(30) 原料貯蔵設備（原料貯蔵所）
(31) 粉末貯蔵設備（除染室・分析室）
(32) 粉末貯蔵設備（第2核燃料倉庫）
(33) 粉末貯蔵設備（第3核燃料倉庫）
(34) UO ₂ ペレット貯蔵設備（第3核燃料倉庫）
(35) 燃料棒貯蔵設備（第3核燃料倉庫）
(36) 洗浄残渣貯蔵設備（シリンダ洗浄棟）
<u>(37) 秤量設備（工場棟）</u>
<u>(38) 秤量設備（除染室・分析室）</u>
<u>(39) 秤量設備（加工棟）</u>
<u>(40) 秤量設備（原料貯蔵所）</u>
<u>(41) 秤量設備（第3核燃料倉庫）</u>
<u>(42) 秤量設備（除染室・分析室、分析室）</u>
<u>(43) 分析設備（除染室・分析室、分析室、工場棟分光分析室）</u>
(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備
(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備
(46) 非常用電源設備
<u>(47) 放射線管理設備</u>

「別表1-3 新旧対応確認表」

【現行保安規定】別表1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)

【補正申請】別表1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)

設備及び機器名称	員数	安全機能番号	管理内容	所属	設備及び機器名称	員数	安全機能番号	管理内容	改訂理由
・蒸発器	4基	12	・蒸発器の温度を121℃以下にする	(1)	・蒸発器(UFシンジダ)	4基	12	・蒸発器の温度を121℃以下にする	—
・ロータリーキルン	2基	94	・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする	(4)	・ロータリーキルン	2基	94	・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする	—
・リサイクル粉投入ボックス	2基	89	・ウラン量を核的制限値以下にする	(4)	・リサイクル粉投入ボックス	2基	89	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・ヒュームフード	1基	242	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・ヒュームフード(1)	1基	242	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・サンプリング台	1基	123	・ウラン量を核的制限値以下にする	(5)	・サンプリング台	1基	123	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・粉末フィーダ	1基	158 159	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・原料フードボックス	1基	158 159	・ウラン量を核的制限値以下にする	・粉末フィーダは仕様表では原料フードボックスの一部として記載しているため、それに合わせるもの。
・溶解槽	1基	161	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・溶解槽	1基	161	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・遠心ろ過機	1基	166	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・遠心ろ過機	1基	166	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・溶解液受槽	1基	167	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・溶解液受槽	1基	167	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・沈殿槽	1基	170	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・沈殿槽	1基	170	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・遠心分離機	1基	172	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・遠心分離機	1基	172	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・乾燥機	1基	174	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・乾燥機	1基	174	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・ろ過機(廃液用)	1基	188	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・ろ過機(廃液用)	1基	188	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・箱形乾燥機(1)	1基	180	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・箱形乾燥機	2基	180	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・箱形乾燥機(2)	1基	180	・ウラン量を核的制限値以下にする					・箱形乾燥機2基につき仕様表では1枚で記載しているため、それに合わせるもの。	
・解砕機	1基	193	・ウラン量を核的制限値以下にする	(6)	・解砕機	1基	193	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・箱型乾燥機	1基	244	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・箱型乾燥機	1基	244	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・ヒュームフード	1基	243	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・ヒュームフード(2)	1基	243	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・粉砕機	1基	237	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・粉砕機	1基	237	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・投入ボックス	2基	211	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・投入ボックス	2基	211	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・スクラップ仮焼炉	1基	239	・ウラン量を核的制限値以下にする	(7)	・スクラップ仮焼炉(仮焼部)	1基	239	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する	・H/U=0.5を担保するための運転条件として従前より対応済みである項目につき明文化するもの。社内レベルである三次文書から今回、認可文書である保安規定に追記するもの。
				(7)	・スクラップ仮焼炉(冷却部)	1基	239	・ウラン量を核的制限値以下にする	・スクラップ仮焼炉は仮焼部と冷却部の2つがあるため、2つに分けて記載するもの。
・ポリビン(溶液・スラリー)用台車	1台	70	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(2)	・金属容器(溶液・スラリー)用台車	1台	70	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・乾燥トレイ用台車	2台	181	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(6)	・乾燥トレイ用台車	2台	181	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・仕様表では「2基」と記載しているが、他の台車と合わせて「2台」と記載した。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・仮焼ポート用台車	1台	240	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(7)	・仮焼ポート用台車	1台	240	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・仕様表では「1基」と記載しているが、他の台車と合わせて「1台」と記載した。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・粉末回収ボックス	1基	248	・ウラン量を核的制限値以下にする	(8)	・粉末回収ボックス	1基	248	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・沈殿槽	2基	259	・ウラン量を核的制限値以下にする	(9)	・洗浄残渣沈殿槽	2基	259	・ウラン量を核的制限値以下にする	・複数の運転員により試薬投入量を確認する ・複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する ・廃液側にウランが移行するリスクを回避するため、複数の運転員によりダブルチェックすることを新たに定め、記載するもの。
・遠心分離機	1基	262	・ウラン量を核的制限値以下にする	(9)	・遠心分離機	1基	262	・ウラン量を核的制限値以下にする	・廃液側にウランが移行するリスクを回避するため、複数の運転員によりダブルチェックすることを新たに定め、記載するもの。
・繰返し粉投入ボックス	1基	272	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・繰返し粉投入ボックス	1基	272	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・粉末集塵装置	4基	289	・ウラン量を核的制限値以下にする					・火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するため容器をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に変更したことに伴い、質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため削除。	
・フードボックス(1)	1基	315	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・フードボックス(1)	1基	315	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・フードボックス(2)	1基	316	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・フードボックス(2)	1基	316	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・フードボックス(3)	1基	317	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・フードボックス(3)	1基	317	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・試験用プレス	1基	313	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・試験用プレス	1基	313	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・明替えボックス	1基	274	・ウラン量を核的制限値以下にする	(10)	・明替えボックス	1基	274	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・小分けボックス	1基	293	・ウラン量を核的制限値以下にする					・火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するため容器をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に変更したことに伴い、質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため削除。	
・繰返し粉搬送装置(ホッパー)	1台	264	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(10)	・繰返し粉ホッパー台車	2台	264	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・連続焼結炉	2基	318	・焼結炉の温度を1850℃以下にする	(11)	・連続焼結炉	2基	318	・連続焼結炉の温度を1850℃以下にする	・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続」を入れた。
・パッチ式小型焼結炉	1基	326	・ウラン量を核的制限値以下にする	(11)	・パッチ式小型焼結炉	1基	326	・ウラン量を核的制限値以下にする ・パッチ式小型焼結炉の温度を1850℃以下にする	・設工認に記載した熱的制限値を追記。
・ロータリー用台車(1)	1台	348	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(13)	・ロータ用台車(1)	1台	348	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	—
・酸化炉	2基	359	・ウラン量を核的制限値以下にする	(13)	・酸化炉(1)	2基	359	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
				(13)	・酸化炉(2)	2基	359	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・回収層乾燥機	2基	354	・ウラン量を核的制限値以下にする	(13)	・研削層乾燥機	2基	354	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
								・ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる ・H/U=0.5を担保するための運転条件として新たに記載するもの。	
・洗浄ボックス	2基	347	・ウラン量を核的制限値以下にする	(13)	・洗浄ボックス(研削工程)	2基	347	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・フードボックス	1基	364	・ウラン量を核的制限値以下にする	(13)	・洗浄ボックス(圧縮成型工程)	1基	364	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・フードボックス(1系酸化明替用)	2基	356	・ウラン量を核的制限値以下にする	(13)	・フードボックス(4)	1基	356	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
				(13)	・フードボックス(5)	1基	356	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・粉末集塵装置	2基	392.405	・ウラン量を核的制限値以下にする					・火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するため容器をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に変更したことに伴い、質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため削除。	
・粉末明替用フードボックス(1)	1基	376	・ウラン量を核的制限値以下にする	(14)	・フードボックス(1)	1基	376	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・粉末明替用フードボックス(2)	1基	376	・ウラン量を核的制限値以下にする	(14)	・フードボックス(2)	1基	376	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・粉末篩分機(1)用電動リフター	1台	371	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(14)	・電動リフタ(1)	1台	371	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・粉末篩分機(2)用電動リフター	1台	371	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(14)	・電動リフタ(2)	1台	371	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・中型混合機用電動リフター	1台	386	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(14)	・電動リフタ(3)	1台	386	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・本成型プレス用電動リフター	1台	404	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(14)	・電動リフタ(4)	1台	404	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・連続焼結炉	1基	408	・焼結炉の温度を1850℃以下にする	(15)	・連続焼結炉	1基	408	・連続焼結炉の温度を1850℃以下にする	・パッチ式小型焼結炉と区別するために「連続」を入れた。
・ロータリー用台車(2)	1台	428	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(17)	・ロータ用台車(2)	1台	428	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・酸化炉	1基	435	・ウラン量を核的制限値以下にする	(17)	・酸化炉	1基	435	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・スクラップ回収装置	1基	432	・ウラン量を核的制限値以下にする	(17)	・研削層乾燥機	1基	432	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
								・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる ・H/U=0.5を担保するための運転条件として新たに記載するもの。	
・洗浄ボックス	2基	427	・ウラン量を核的制限値以下にする	(17)	・洗浄ボックス	2基	427	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・粉末再生フードボックス	1基	434	・ウラン量を核的制限値以下にする	(17)	・フードボックス(3)	1基	434	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・U02明替ボックス	1基	449	・ウラン量を核的制限値以下にする	(18)	・U02明替ボックス	1基	449	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・ベレットトレイ用台車(3)	2台	442	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(19)	・ベレットトレイ用台車(3)	2台	442	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ロッドチャンネル用台車(3)	1台	583	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(26)	・ロッドチャンネル用台車(3)	1台	583	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ベレットトレイ用台車(4)	1台	461	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(20)	・ベレットトレイ用台車(4)	1台	461	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・燃料集合体組立装置(マガジン架台部)	1台	476	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(21)	・マガジン架台部	1台	476	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。

「別表1-3 新旧対応確認表」

【現行保安規定】別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)

【補正申請】別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)

設備及び機器名称	員数	安全機能番号	管理内容	所属	設備及び機器名称	員数	安全機能番号	管理内容	改訂理由
・運搬台車	2台	472	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(21)	・運搬台車	2台	472	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・シリンダ貯蔵架台	1式	491	・シリンダミットのH/Uを確認する(注1)	(22)	・シリンダ貯蔵架台	1式	491	・UF _a の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	・表現の適正化(シリンダミットUF 6の材料証明書)
・シリンダ転倒装置	1基	493	・シリンダミットのH/Uを確認する(注1)	(22)	・シリンダ転倒装置	1基	493	・UF _a の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	・表現の適正化(シリンダミットUF 6の材料証明書)
・秤	1基	撤去	・シリンダミットのH/Uを確認する(注1)						・撤去に伴い削除
・中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	507	・ウラン量を核的制限値以下にする	(23)	・中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	507	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・運搬台車	7基	504	・ウラン量を核的制限値以下にする	(23)	・運搬台車	7基	504	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1基	502	・ウラン量を核的制限値以下にする	(23)	・スクラップ貯蔵棚(粉末用) (転換加工室)	1基	502	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・ポリビン(粉末)用台車(1)	1台	509	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(23)	・金属容器(粉末)用台車(1)	1台	509	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポリ容器・SUS容器用台車(1)	1台	500	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(23)	・SUS容器用台車(3)	1台	500	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポリ容器・SUS容器用台車(2)	1台	501	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(23)	・SUS容器用台車(4)	1台	501	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・粉末一時貯蔵棚	4基	510	・ウラン量を核的制限値以下にする	(24)	・粉末一時貯蔵棚	4基	510	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	16基	514	・ウラン量を核的制限値以下にする	(24)	・スクラップ貯蔵棚(粉末用) (ペレット加工室)	16基	514	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・ポリ容器・SUS容器用台車(1)	1台	500	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(24)	・SUS容器用台車(3)	1台	500	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポリビン(粉末)用台車(2)	2台	513	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(24)	・金属容器(粉末)用台車(2)	2台	513	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・大型粉末容器用台車	1台	497	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(24)	・大型粉末容器用台車	1台	497	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・スクラップ貯蔵棚(ペレット用)	2基	554	・ウラン量を核的制限値以下にする	(25)	・スクラップ貯蔵棚(ペレット用)	2基	554	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・ペレットポリビン用台車(1)	1台	556	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(25)	・金属容器(ペレット)用台車(1)	1台	556	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポート(焼結)用台車(1)	1台	552	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(25)	・ポート(焼結)用台車(1)	1台	552	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポート(焼結)用台車(2)	2台	553	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(25)	・ポート(焼結)用台車(2)	2台	553	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ペレットトレイ用台車(1)	1台	561	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(25)	・ペレットトレイ用台車(1)	1台	561	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・金属缶用台車(1)	1台	563	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(25)	・金属缶用台車(1)	1台	563	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(1)	1台	559	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(25)	・仕上りペレット貯蔵棚用台車	2台	559 560	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。 ・仕上りペレット貯蔵棚用台車2台につき仕様表では1枚で記載しているため、それに合わせるもの。
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	1台	560	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う						
・ロッドチャンネル用台車(1)	1台	580	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(26)	・ロッドチャンネル用台車(1)	1台	580	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ロッドチャンネル用台車(2)	1台	582	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(26)	・ロッドチャンネル用台車(2)	1台	582	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・原料粉末貯蔵棚	1式	523	・ウラン量を核的制限値以下にする	(27)	・原料粉末貯蔵棚	2基	523	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1式	526	・ウラン量を核的制限値以下にする	(27)	・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	4基	526	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・粉末一時貯蔵棚	5基	517	・ウラン量を核的制限値以下にする	(27)	・粉末一時貯蔵棚	6基	517	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・フードボックス	1基	522	・ウラン量を核的制限値以下にする	(27)	・フードボックス(4)	1基	522	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・SUS容器用台車(1)	1台	520	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(27)	・SUS容器用台車(1)	1台	520	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポリビン(粉末)用台車(3)	2台	521	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(27)	・金属容器(粉末)用台車(3)	2台	521	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・粉末貯蔵室(1)用電動リフター	1台	525	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(27)	・電動リフタ(5)	1台	525	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・粉末貯蔵室(2)用電動リフター	1台	528	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(27)	・電動リフタ(6)	1台	528	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポート(焼結)用台車(3)	1台	568	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(28)	・ポート(焼結)用台車(3)	1台	568	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ポート(焼結)用台車(4)	1台	569	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(28)	・ポート(焼結)用台車(4)	1台	569	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	574	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(28)	・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	574	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	575	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(28)	・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	575	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ロッドチャンネル用台車(4)	1台	588	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(29)	・ロッドチャンネル用台車(4)	1台	588	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・シリンダ貯蔵ピット	1式	487	・シリンダミットのH/Uを確認する(注1)	(30)	・シリンダ貯蔵ピット	1式	487	・UF _a の材料証明書H/Uを確認する(注1)	・表現の適正化(シリンダミットUF 6の材料証明書)
・シリンダ転倒装置	1基	489	・シリンダミットのH/Uを確認する(注1)	(30)	・シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	1基	489	・UF _a の材料証明書H/Uを確認する(注1)	・表現の適正化(シリンダミットUF 6の材料証明書)
・秤	1基	922	・シリンダミットのH/Uを確認する(注1)	(40)	・UF _a シリンダ計量器	1台	922	・UF _a の材料証明書H/Uを確認する(注1)	・表現の適正化(シリンダミットUF 6の材料証明書)
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	4基	529	・ウラン量を核的制限値以下にする	(31)	・スクラップ貯蔵棚(粉末用) (作業室(2))	4基	529	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1式	532	・ウラン量を核的制限値以下にする	(32)	・スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第2核燃料倉庫)	58基	532	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・第2核燃料倉庫用電動リフター	1台	534	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(32)	・電動リフタ	1台	534	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1式	540	・ウラン量を核的制限値以下にする	(33)	・スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第3核燃料倉庫)	1式	540	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・粉末回収・ペレット取扱ボックス	1基	535	・ウラン量を核的制限値以下にする	(33)	・粉末回収・ペレット取扱ボックス	1基	535	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・クレーン	1基	544	・ウラン量を核的制限値以下にする	(33)	・クレーン(第3核燃料倉庫)	1基	544	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載数を核的制限値以下にする	・事業許可変更に伴い粉末輸送容器に収納された粉末の核燃料物質のH/Uを他社から受入れることとしたため追加した。 ・クレーンで吊る他社缶等の数に制限があるため、積載数の制限を記載した。
・SUS容器用台車(2)	3台	539	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(33)	・SUS容器用台車(2)	3台	539	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・他社缶用台車	3台	538	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(33)	・他社缶用台車	3台	538	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・内容器用台車	6台	537	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(33)	・内容器用台車	6台	537	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・金属缶用台車(2)	1台	577	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(34)	・金属缶用台車(2)	1台	577	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ロッドチャンネル用台車(5)	1台	591	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(35)	・ロッドチャンネル用台車(5)	1台	591	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ロッドチャンネル用リフター	1台	592	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	(35)	・ロッドチャンネル用リフタ	1台	592	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	・別表第2第3項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・洗浄残渣貯蔵棚	1式	598	・ウラン量を核的制限値以下にする	(36)	・洗浄残渣貯蔵棚	3基	598	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・洗浄残渣コンベア	1基	599	・ウラン量を核的制限値以下にする	(36)	・洗浄残渣コンベア	1基	599	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・チャッキングリフト	1基	600	・ウラン量を核的制限値以下にする						・質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため削除。
・棚搬入コンベア	1基	601	・ウラン量を核的制限値以下にする						・質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため削除。
・洗浄残渣乾燥機	1基	605	・ウラン量を核的制限値以下にする 洗浄残渣乾燥機の温度を運転制限値(200℃)以下にする	(36)	・洗浄残渣乾燥機	1式	605	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・洗浄残渣明替フードボックス	1基	604	・ウラン量を核的制限値以下にする						・洗浄残渣明替フードボックスは仕様表では洗浄残渣乾燥機の一部として記載しているため、それに合わせるもの。
・回転混合機	1基	606	・ウラン量を核的制限値以下にする						・火災時のウラン粉末漏洩のリスクを回避するため容器をポリビン(粉末)から金属容器(粉末)に変更したことに伴い、質量管理から形状管理に核的制限値を変更したため削除。
・ポリ容器用台車	1台	602	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(36)	・SUS容器用台車(5)	1台	602	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・仕様表では「1基」と記載しているが、他の台車と合わせて「1台」と表記した。 ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
・ペレット外観検査装置 (ポリビン部)	7基	344	・ウラン量を核的制限値以下にする	(12)	・ペレット外観検査装置 金属容器(ペレット)受	7基	344	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・ペレット外観検査装置 (ポリビン部)	1基	425	・ウラン量を核的制限値以下にする	(16)	・ペレット外観検査装置 金属容器(ペレット)受	1基	425	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
・ペレットポリビン用台車(2)	1台	570	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	(28)	・金属容器(ペレット)用台車(2)	1台	570	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・改訂前の保安規定では記載なし(厚み制限(人が厚みを管理しているもの)であるため追加) ・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。

「別表1-3 新旧対応確認表」

【現行保安規定】別表1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)

【補正申請】別表1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)

設備及び機器名称	員数	安全機能番号	管理内容
・ペレットトレイ用台車(2)	1台	572	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う
・不純物分析設備	1式	907	・ウラン量を核的制限値以下にする
・物性測定設備	1式	908	・ウラン量を核的制限値以下にする
・試料回収ボックス (ボリビン節)	1基	909	・ウラン量を核的制限値以下にする
	1式		
・廃液処理設備(1)(転換工場)	1式	707~726	・設備の機能を常に確保する
・廃液処理設備(3)(シリンダ)	1式	727~751	・設備の機能を常に確保する
・廃液処理設備(4)(加工棟)	1式	752~761	・設備の機能を常に確保する
・廃液処理設備(6)(放射線管理棟)	1式	772~775	・設備の機能を常に確保する
非常用電源設備	1式	887~889	
環境モニタリング設備			

所属	設備及び機器名称	員数	安全機能番号	管理内容	改訂理由
(28)	・ペレットトレイ用台車(2)	1台	572	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・別表第2第2項に記載の核的制限値以外の項目も含まれるため、「制限」に変更するもの。
(43)	・不純物分析設備	1式	907	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
(43)	・物性測定設備	1式	908	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
(43)	・試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1基	909	・ウラン量を核的制限値以下にする	—
(44)	・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)	1式	608~639	・設備の機能を常に確保する	・設備名を明記(気体廃棄設備(1)~(6)) ・保安規定第33条(3)閉じ込め機能を有する設備であるため記載。
(44)	・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)	1式	640~652	・設備の機能を常に確保する	
(44)	・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)	1式	653~665	・設備の機能を常に確保する	
(44)	・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)	1式	666~678	・設備の機能を常に確保する	
(44)	・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)	1式	679~692	・設備の機能を常に確保する	
(44)	・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟)	1式	693~706	・設備の機能を常に確保する	
(45)	・廃液処理設備(1)(転換工場)	1式	707~726	・設備の機能を常に確保する	・保安規定第33条(3)閉じ込め機能を有する設備であるため記載。
(45)	・廃液処理設備(3)(シリンダ洗浄棟)	1式	727~751	・設備の機能を常に確保する	
(45)	・廃液処理設備(4)(加工棟)	1式	752~761	・設備の機能を常に確保する	・事業許可での約束事項(保安規定第82条に記載)
(45)	・廃液処理設備(6)(放射線管理棟)	1式	772~775	・設備の機能を常に確保する	
(46)	非常用電源設備	1式	887~889	・設備の機能を常に確保する ・非常用ディーゼル発電機の7日間連続運転が可能な燃料を常に確保する	・保安規定第33条(5)放射線管理設備と表現を合わせるもの。
(47)	放射線管理設備	1式	-	・設備の機能を常に確保する	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(6)	・pH調整槽	2基	186	・ウラン量を核的制限値以下にする ・複数の運転員により試薬投入量を確認する	・廃液側にウランが移行するリスクを回避するため、複数の運転員によりダブルチェックすることを新たに定め、記載するもの。
(6)	・仮焼炉	1基	198	・ウランを600℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する	・H/U=0.5を担保するための運転条件として従前より対応済みである項目につき明文化するもの。社内レベルである三次文書から今回、認可文書である保安規定に追記するもの。
(7)	・沈殿槽	2基	223	・複数の運転員により試薬投入量を確認する	・廃液側にウランが移行するリスクを回避するため、複数の運転員によりダブルチェックすることを新たに定め、記載するもの。
(3)	・乾燥機	2基	72	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・改訂前の保安規定では記載なし(厚み制限(人が厚みを管理しているもの)であるため追加)
(9)	・シリンダ洗浄装置	1式	249	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(9)	・洗浄液受槽(1)	1基	254	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(9)	・液受槽	1基	263	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(10)	・ペレット移替機(1) (圧粉体密度測定装置)	1基	307	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(10)	・ペレット移替機(2) (圧粉体密度測定装置)	1基	307	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(12)	・ペレット寸法密度検査装置	1基	345	・ウラン量を核的制限値以下にする	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収納できるもの)であるため追加)
(12)	・焼結体密度検査装置	1基	346	・ウラン量を核的制限値以下にする	・記載の適正化(焼結体密度測定装置→焼結体密度検査装置) ・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収納できるもの)であるため追加)
(13)	・ペレット明替機	1基	357	・ウラン量を核的制限値以下にする	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収納できるもの)であるため追加)
(13)	・粉砕機(1)	1基	361	・ウラン量を核的制限値以下にする	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収納できるもの)であるため追加)
(13)	・粉砕機(2)	1基	361	・ウラン量を核的制限値以下にする	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収納できるもの)であるため追加)
(16)	・ペレット寸法密度測定台	1基	426	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・新規製作設備であり厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した。
(17)	・粉砕機	1基	437	・ウラン量を核的制限値以下にする	・改訂前の保安規定では記載なし(質量制限(物理的に収納できるもの)であるため追加)
(22)	・天井走行クレーン(転換5t)	1基	494	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	・改訂前の保安規定では記載なし(減速度制限(H/U=0.088を取り扱う貯蔵設備)としたため追加)
(25)	・圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	1基	546	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(25)	・焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	1基	550	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(25)	・金属容器(ペレット)	30個	555	・ウラン量を核的制限値以下にする	・新規製作設備であり質量制限(物理的に収納できるもの)としたため追加した。
(25)	・仕上りペレット一時貯蔵棚	4基	573	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(25)	・仕上りペレット貯蔵棚	1式	574	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(26)	・燃料棒一時貯蔵棚	2基	579 581	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(26)	・運搬車	1台	586	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(28)	・圧粉ペレット貯蔵棚	1基	564	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(28)	・焼結ペレット貯蔵棚	1基	566	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(29)	・燃料棒貯蔵棚	1基	587	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに厚み制限(人が厚みを管理しているもの)としたため追加した
(29)	・燃料棒構内運搬車	1台	589	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・台車使用エリアに基づく管理が必要なため追加した。
(30)	・粉末輸送容器貯蔵柱	1式	486	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載数を核的制限値以下にする	・事業許可変更に伴い粉末輸送容器に収納された粉末の核燃料物質のH/Uを他社から受入れることとしたため追加した。 ・貯蔵容器の段積み制限があるため、積載数の制限を記載した。
(30)	・天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)	1基	490	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する	・核的制限値変更に伴い新たに減速度制限(H/U=0.088を取り扱う貯蔵設備)とするもの。 ・事業許可変更に伴い粉末輸送容器に収納された粉末の核燃料物質のH/Uを他社から受入れることとしたため追加した。
(33)	・粉末容器構内運搬車	1台	543	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・台車使用エリアに基づく管理が必要なため追加した。
(34)	・ペレット構内運搬容器	1台	578	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	・台車使用エリアに基づく管理が必要なため追加した。
(37)	・保安秤量器 (成型工場1)~(成型工場10)	10台	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(37)	・保安秤量器 (ウラン管理4)	1台	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(37)	・保安秤量器 (ウラン管理1)	1台	923	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	・核的制限値変更に伴い新たに減速度制限(H/U=0.088を取り扱う貯蔵設備)とするもの。
(38)	・保安秤量器 (ウラン管理3)	1台	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(39)	・保安秤量器 (加工棟1)~(加工棟9)	9台	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(40)	・保安秤量器 (ウラン管理5)	1台	923	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・粉末輸送容器に収納された粉末の核燃料物質のH/Uを他社から受入れる前に確認する	・核的制限値変更に伴い新たに減速度制限(H/U=0.088を取り扱う貯蔵設備)とするもの。
(41)	・保安秤量器 (ウラン管理6) (ウラン管理7)	2台	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(42)	・保安秤量器 (分析1) (分析2)	2台	923	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(43)	・同位体分析設備	1式	906	・ウラン量を核的制限値以下にする	・核的制限値変更に伴い新たに質量制限(物理的に収納できるもの)とするもの。
(45)	・廃液処理設備(5)(転換工場)	1式	762	・設備の機能を常に確保する	・新規製造設備であり、保安規定第33条(3)閉じ込め機能を有する設備であるため記載。